

背景（改訂の必要性）

- ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等と、それとの整合性の確保
- ・ 子ども・子育て支援新制度と新しい幼保連携型認定こども園制度の施行により見えてきた課題への対応

教育・保育要領改訂の方向性

1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂の方向性との整合性の確保

(1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方向性

- ・ 幼児期において育みたい資質能力の整理と評価の在り方
- ・ 幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の明確化等

(2) 保育所保育指針の主な改訂の方向性

- ・ 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- ・ 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性等

整合性を確保しつつ、教育・保育要領の記述内容に反映させる

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

(1) 在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮

在園時間や日数が異なる多様な園児同士が共に生活する中で、自己を発揮しながらお互いに刺激しあい育ちあっていく環境にあるという幼保連携型認定こども園の特性を活かすための配慮について記載。

(2) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮

満3歳以上になると、同一学年の園児で編成される学級による集団活動の中で過ごすようになること、また3歳児からの新入園児も多くなること等を踏まえた配慮事項について記載。

(3) 子育ての支援について

幼保連携型認定こども園にとっての子育ての支援は、認定こども園法で義務づけられているだけでなく、保護者の実態やニーズを知る貴重な機会であるとともに、地域との連携強化にもつながるものであること等をふまえた配慮事項についての記載。

その他の課題

幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂等との整合性を図りつつ、以下の項目等について、教育・保育要領または解説書等に盛り込んでいく。
... 特別に支援を要する子どもへの配慮、研修の重要性・資質の向上、周知に向けた取組等

改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

第1章 総則

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

- 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
- 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標
教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育って欲しい姿

ねらい及び内容

- 1 乳児期の園児の保育に関わるねらい及び内容
- 2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 満3歳以上の園児の教育及び保育のねらい及び内容
幼児期の終わりまでに育って欲しい姿

第3章 健康及び安全

健康支援 環境及び衛生管理並びに安全管理
食育の推進 災害への備え

第4章 子育ての支援

子育ての支援の基本 保護者に対する子育ての支援
地域における子育ての支援

今後のスケジュール

今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間をにおいて平成30年度から施行予定。